

四日市市告示第 2 2 1 号

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱（平成 2 0 年四日市市告示第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助の対象)</p> <p>第 2 条 補助金の交付の対象は、四日市市国民健康保険の被保険者が医療機関において受診する、<u>磁気共鳴画像検査</u>（以下「MRI 検査」という。）を検査項目に含む脳ドックとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助金額)</p> <p>第 3 条 補助金の額は、前条に規定する<u>脳ドック</u>に要する費用に相当する額とし、予算の範囲において 1 件につき 1 0, 0 0 0 円を上限とする。</p>	<p>(補助の対象)</p> <p>第 2 条 補助金の交付の対象は、四日市市国民健康保険の被保険者が医療機関において受診した<u>脳ドックに含まれるMRI</u>(磁気共鳴コンピューター断層撮影装置をいう。)に係る検査（以下「MRI 検査」という。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>脳ドックを受診した日の属する年度の翌年度から、2 年を経過しても第 4 条に規定する補助金交付申請を行わないとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(補助金額)</p> <p>第 3 条 補助金の額は、前条に規定する<u>MRI 検査</u>に要する費用に相当する額とし、予算の範囲において 1 件につき 1 0, 0 0 0 円を上限とする。</p>

(補助金交付申請)

第4条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請書を、脳ドックを受診しようとする年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

第5条 (略)

(計画の変更)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、第2条に規定する脳ドックに要する費用が変更となる場合又は脳ドックの受診を中止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市国民健康保険脳ドック補助金変更申請書(第3号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2 (略)

(決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第8条に規定する補助金交付請求日において国民健康保険料を滞納しているとき。

(補助金交付申請)

第4条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

第5条 (略)

(補助金の変更)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、第2条に規定するMRI検査に要する費用が変更となる場合又は脳ドックの受診を中止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市国民健康保険脳ドック補助金変更申請書(第3号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2 (略)

(2) 補助金の交付決定年度内に脳ドックの受診をしないとき。

(3) 補助金に関する申請、報告、請求等について不正な行為があったとき。

第 8 条 (略)

第 9 条 (略)

第 1 0 条 (略)

第 1 1 条 (略)

第 7 条 (略)

第 8 条 (略)

第 9 条 (略)

第 1 0 条 (略)

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

四日市市保険第

号-2

住 所

名 前

様

四日市市国民健康保険
脳ドック補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった脳ドック補助金については、四日市市
国民健康保険脳ドック受診に対する補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり
交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

補助金額

円

第4号様式を次のように改める

第4号様式(第8条関係)

四 日 市 市 国 民 健 康 保 険
脳 ド ッ ク 補 助 金 交 付 請 求 書

請 求 金 額 円

脳ドック補助金として、上記のとおり請求します。

四 日 市 市 長

年 月 日

住 所 四日市市

名 前 印

電 話 -

添付書類

- 1 脳ドック受診医療機関の発行する検査結果(写し)
- 2 脳ドック受診医療機関の発行する受診者本人宛の領収書(写し)

振込口座(受診者本人名義)

金融機関			銀行・農協 信用金庫			支店 出張所
口座 種別	1. 普通 2. 当座	口座 番号		名義人(本人) (カタカナ)		

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱の規定により申請のあった補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。